

# ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

## 1 寄附金控除の申告は確定申告？ワンストップ特例？

原則、ふるさと納税の寄附金控除を受けるには確定申告が必要です。

ただし… 確定申告が必要ない方は、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられるワンストップ特例制度を利用することができます！

### 確定申告

### 👉 原則

#### 所得税分

その年の所得税から控除  
(所得税の減額または還付)

#### 市民税・県民税分

翌年度の市民税・県民税から控除  
(市民税・県民税の減額)

自己負担 2,000円	所得税から 控除	市民税・県民税から控除
----------------	-------------	-------------

### ワンストップ特例制度

### 👉 特例

所得税分と市民税・県民税分を合わせた額を  
翌年度の市民税・県民税から控除  
(市民税・県民税の減額)

自己負担 2,000円	市民税・県民税から控除
----------------	-------------

※限度額の範囲内で寄附をされた場合

次のような場合は、ワンストップ特例制度は不適用になります。不適用となった方には熊谷市から『申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)不適用のお知らせ』を送付します。

#### 申告書を提出したとき

確定申告書や市民税・県民税申告書を提出すると不適用となります。



#### 確定申告書の提出義務があるとき

複数の収入がある場合など、確定申告が必要となる方は不適用となります(裏面③をご覧ください)。



#### 寄附先が5団体を超えたとき

#### 申告特例申請書の住所と翌年1月1日の住所が異なるとき

※引越などで申請内容が変わった場合は、寄附の翌年1月10日までに寄附先に申請事項変更届出書を提出する必要があります。

## 2 『申告特例不適用のお知らせ』が届いた方の手続きについて

次の方は以下のとおり手続きをお願いします。

- ✓ まだ確定申告をしていない方
- ✓ 既に確定申告を行ったが、申告書にすべての寄附金が記載されていない方



提出した確定申告書にワンストップ特例申請を行った寄附を含むすべての寄附金が記載されている方は今後の手続きは必要ありません。

**ご本人**

税務署やe-Taxで  
確定申告  
(修正申告や更正の請求  
の場合もあります。)

**熊谷市**

税務署から確定申告  
のデータが届いたら  
市民税・県民税額の  
再計算をします。

**熊谷市→ご本人**

市民税・県民税額の変  
更がある場合は、  
改めて税額に関する  
通知をお送りします。



確定申告をするときは、その年のすべての収入、すべての控除を申告する必要があります。




### 3 確定申告書の提出義務がある方とは？


※確定申告をすれば所得税が還付される方を除きます。



給与以外の所得金額の  
合計が20万円を超える方



公的年金等以外の所得金額  
の合計が20万円を超える  
方



給与を2か所以上から受けてお  
り、副業や退職した会社の給与  
収入が20万円を超える方

ほかには…  個人事業主の方  不動産収入がある方 など

## ワンストップ特例制度

### Q & A



『申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)不適用のお知らせ』を受け取った方から寄せられるよくあるご質問にお答えします！

Q. 確定申告をしたら、『申告特例不適用のお知らせ』と市民税・県民税の納付書が届いたのですが？

A. 確定申告をした場合は、市民税・県民税から控除されていた分の一部が所得税から控除されることとなります。よって、市民税・県民税からの控除額はワンストップ特例の場合よりも小さくなるので、納付書が発行される場合があります。

※確定申告とワンストップ特例のそれぞれの控除の仕組みは、表面「**1** 寄附金控除の申告は確定申告？ワンストップ特例？」をご覧ください。

Q. 給与と年金の収入があるけど、なんで不適用になったの？



A. ワンストップ特例制度は確定申告の必要がない方を対象にした制度です。それぞれの所得が20万円以上あり、所得税が納付になる場合には、確定申告書の提出義務がある方と考えられ、不適用となります(「**3** 確定申告書の提出義務がある方とは？」をご覧ください。)

Q. 確定申告書にすべての寄附を含めて申告したのに『申告特例不適用のお知らせ』が届いたのはなぜ？

A. 法令により、申告の有無や内容にかかわらず、ワンストップ特例制度が不適用となったすべての方に『申告特例不適用のお知らせ』を送付しています。



Q. 何年かまとめて医療費控除の申告をしたら、終わったはずの年分の『申告特例不適用のお知らせ』が来た。なぜ？

A. 過去にさかのぼって確定申告等をした場合にはその年度についてワンストップ特例制度が不適用となります。提出した申告書にワンストップ特例制度を申請した寄附金を含むすべての寄附金が記載されていない場合は、税務署で更正の請求等をしてください。

